

## 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条第4号についての公表

令和3年10月1日

### ■従業員数

- ・ 57名（男性 50名 女性 7名） 2023年10月現在

### ■事業年度（9月30日決算）

- ・ 2020年10月～2021年9月（2021年）
- ・ 2021年10月～2022年9月（2022年）
- ・ 2022年10月～2023年9月（2023年）

### [1]

直近三事業年度新規学卒等採用者の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

- ・ 2021年 0名
- ・ 2022年 0名
- ・ 2023年 0名

### [2]

男女別の直近三事業年度新規学卒等採用者の数

- ・ 2021年 2名
- ・ 2022年 1名
- ・ 2023年 4名

### [3]

直近の三事業年度に採用した青少年である労働者（直近三事業年度新規学卒等採用者を除く。）の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

- ・ 2020年 採用 男性 1名 女性 1名 うち 離職 1名
- ・ 2021年 採用 男性 1名
- ・ 2022年 採用 男性 4名

[4]

その雇用する労働者の平均継続勤務年数

- ・平均勤続年数 15.3 年

[5]

その雇用する労働者に対する研修の内容

- ・新卒入社 イーラーニング受講にて社会におけるマナーや考え方を学ぶ
- ・新卒、青少年労働者 入社から 4 日間マナー実践研修を受講
- ・幹部研修 教育担当、幹部に対し毎年 4 月、2 日間で教育実践の方法や、キャリアプランニングを学ぶ

[6]

その雇用する労働者が自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助の有無並びにその内容（8 に掲げる事項を除く。）

- ・あり

職務・会社操業にとって必要な資格取得のため、受験費用や交通費などかかった費用の半額を会社が負担。また、資格を取得すると資格に応じ毎月資格手当を支給する。

[7]

新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度の有無

- ・なし

[8]

その雇用する労働者に対してキャリアコンサルティングの機会を付与する制度の有無及びその内容

- ・あり

職業能力の開発及び向上のため、人事評価制度を明確に定め、年 2 回のキャリア面談をしながらキャリアコンサルティングを行う

[9]

その雇用する労働者に対する職業に必要な知識及び技能に関する検定に係る制度の有無並びにその内容

・なし

[10]

その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度における平均した一月当たりの所定外労働時間

・2023年度9月決算時の従業員の年間平均残業時間は 15 時間 12 分です。

[11]

その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度において取得した有給休暇の平均日数

・年間平均有給休暇取得日数は、12.4 日です。(一斉有給休暇 5 日間含む)

[12] 社員の平均年齢

|       |        |         |
|-------|--------|---------|
| 正社員   | 42.1 歳 | ( 55 名) |
| パート社員 | 48.5 歳 | ( 2 名)  |

[13]

前事業年度の育児休業取得者数／出産者数

女性 0 人／0 人

男性 2 人／3 人

[14]

役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合

役員 25% 管理職 0%